

公共用水域における環境基準の類型指定

環境基本法(抜粋)

第16条第1項

政府は、(中略)水質の汚濁(中略)に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

第2項

前項の基準が、(中略)類型を当てはめる水域を指定すべきものとして定められる場合には、その水域の指定に関する事務は、(中略)その水域が属する都道府県の知事が行うものとする。

水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)

人の健康の保護に係る項目

カドミウム、全シアン、鉛 など

27 項目

生活環境の保全に係る項目

(一般項目) pH、BOD、SS など

(富栄養化項目) 全窒素、全りん

(水生生物項目) 全亜鉛、ノニルフェノール、LAS など

13 項目

全ての公共用水域に適用される

上記の3項目について、各水域における利水目的、水生生物の生息状況などに応じて、知事が水域ごとに類型指定する。また、状況に応じ適宜見直しを行う。

一般項目

(河川)	(湖沼)	(海域)
AA 2水域	A 1水域	B 5水域
A 36水域		
B 11水域		

富栄養化項目

(対象水域なし)

水生生物項目

(河川)	
生物特A	1水域
生物A	10水域

新たな類型指定の(案)

(河川) 倉津川 A (直ちに達成)

※ 主要な汚濁負荷の発生源、水質の状況等に係る調査の結果による。

環境基準類型指定状況（河川）

	水域名	環境基準			
		当初		見直し	
昭和 46年度	最上川上流	河川 B	S46.5.25 閣議決定	河川 A	H24.3.2 県告示
	最上川中・下流	河川 A		—	—
	須川	河川 B		—	—
	寒河江川上流	河川 A A		河川 A A	H10.6.12 県告示
	寒河江川下流	河川 A		—	—
	最上小国川	河川 A		—	—
	鮭川上流	河川 A A		—	—
	鮭川下流	河川 A		—	—
	京田川	河川 B		河川 A	H13.4.17 県告示
昭和 48年度	月光川	河川 A	S49.4.1 県告示	—	—
	洗沢川	河川 A		—	—
	日向川	河川 A		—	—
	新井田川	河川 C		河川 B	H26.3.4 県告示
	赤川	河川 A		—	—
	大山川	河川 B		—	—
	五十川	河川 B		河川 A	H9.4.1 県告示
	温海川	河川 B		河川 A	
	庄内小国川	河川 B		河川 A	
	鼠ヶ関川	河川 B		河川 B	H12.4.18 県告示
	内川	河川 C		河川 B	
	青竜寺川	河川 B		河川 A	—
平成 11年度	堀立川	河川 B	H12.4.18 県告示	—	—
	羽黒川	河川 C		河川 A	H22.3.26 県告示
12年度	藤島川	河川 A	H13.4.17 県告示	—	—
	鬼面川	河川 A		—	—
	犬川	河川 B		—	—
13年度	置賜野川	河川 A	H14.4.12 県告示	—	—
14年度	置賜白川	河川 A	H15.4.8 県告示	—	—
	吉野川	河川 B		—	—
	屋代川	河川 A		—	—
15年度	馬見ヶ崎川	河川 A	H16.3.30 県告示	—	—
	前川	河川 B		—	—
16年度	丹生川	河川 A	H17.4.12 県告示	—	—
	村山野川	河川 A		—	—
17年度	荒瀬川	河川 A	H18.3.22 県告示	—	—
	梵字川	河川 A		—	—
	立谷沢川	河川 A		—	—
	銅山川	河川 A		—	—
18年度	相沢川	河川 A	H19.3.30 県告示	—	—
	新田川	河川 A		—	—
	横川	河川 B		—	—
19年度	天王川	河川 A	H20.3.18 県告示	—	—
	村山高瀬川	河川 A		—	—
	升形川	河川 B		—	—
	玉川	河川 A		—	—
20年度	本沢川	河川 A	H21.3.24 県告示	—	—
30年度	大旦川	河川 B	H31.2.22 県告示	—	—
	豊川	河川 A		—	—

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定等について

第1 水域類型の指定等の考え方

水質汚濁に係る環境基準の水域類型については、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)に、類型指定又は類型指定の見直しを行う際の基本的な考え方が以下のとおり示されている。

- ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
- イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況を勘案すること。
- ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
- エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
- オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

本県では、この基本的な考え方にに基づき、水域の利用実態を勘案し、利水を維持するために必要な水質レベルとして、「利用目的の適応性」に基づき、該当する類型をあてはめることを原則としている。ただし、水域の現状の水質が、利水を維持するための水質よりも良好に維持されている等の場合には、水質の悪化を許容することにならないよう、上位類型のあてはめを検討することとしている。

第2 本案の考え方

1 一般項目（BOD等）

(1) 倉津川

倉津川について、主要な汚濁負荷の発生源、水質の状況等に係る調査を実施したところ、「利用目的の適応性」ではD類型に該当する。ただし、現状の水質は、利水を維持するための水質よりも良好な水質を維持しており、将来的にも維持される予測となっていることから、「A類型が妥当」と考えられる。また、現状の水質がA類型の環境基準を満たしていることから、達成期間は「直ちに達成」とする。

(2) その他

長期間、安定的に上位類型の基準を満足している場合*は、上位類型への見直しを検討する必要がある。

(参考) 上位類型の基準を満足していることの判断の目安

- ・ 原則として5年間以上安定して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域。
- ・ 原則として10年以上安定してAA類型を満足しているA類型の水域。
- ・ 水域類型の見直しにあたっては、BODの測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進める。

(H22 環境省中央環境審議会水環境部会資料から抜粋)

第3 環境基準の類型区分及び基準値

一般項目（BOD等）に係る環境基準の類型区分及び基準値（河川）

区分	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びE以下の欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物
用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度